

〈障害のある学生への支援－合理的配慮－〉

障害のある学生に対して、修学や学生生活などに必要な「合理的配慮」が提供されるための、学生本人の要望に基づく調整を行うことが求められています。合理的配慮の例としては以下のようなものが考えられますが、一人ひとりの学生の状況やニーズに合わせて提供される配慮が異なります。また、現段階では提供が難しい支援もありますので、何かご要望がある方は、学生サポートセンター（学生支援課）まで一度ご相談ください。

- 1 大学の環境面、施設・設備利用面における配慮
キャンパス内の移動、情報処理・LL教室、図書館、食堂、トイレ
- 2 修学面における配慮
履修登録、授業、定期試験、学外実習、自主学習、学習場所
- 3 対人関係の悩みにおける配慮
コミュニケーション上の悩み、対人不安
- 4 就職支援
進路・就職相談・指導、就職活動
- 5 その他の配慮・支援
通学、諸手続き、大学行事への参加、課外活動、ボランティア活動

相談窓口：学生サポートセンター（学生支援課）

TEL 0791-46-2740

相談時間：9：00～16：30（土日祝祭日を除く）